構造改革特別区域計画

1　構造改革特別区域計画の作成主体の名称

京都府相楽郡山城町、木津町、加茂町及び精華町

2　構造改革特別区域の名称

山城町・木津町・加茂町・精華町福祉有償運送特区

3　構造改革特別区域の範囲

京都府相楽郡山城町、木津町、加茂町及び精華町の全域

4　構造改革特別区域の特性

本計画に係る山城町、木津町、加茂町及び精華町の地域（以下「本地域」という。）は、京都府の南端に位置する東西16.8ｋｍ、南北10.6ｋｍ、総面積110.8平方ｋｍの区域で、中央を一級河川である木津川が流れている。

また、京都市及び大阪市の中心部から約 30ｋｍ圏内、奈良市の中心部から 15ｋｍ圏内の距離にあり、地域の西部は、けいはんな丘陵にまたがる関西文化学術研究都市に位置づけられている。

本地域の総人口は、関西文化学術研究都市の整備・開発等により着実に増加しており、平成 17 年３月 31 日現在、97,802 人（山城町 9,063 人、木津町 38,454 人、加茂町 16,048 人、精華町 34,237 人）となっている。本地域全体の高齢化率は 15%と、全国平均に比して低い数値となっているが、個別の地区別に見ると、いわゆるニュータウン地区では 10%を下回る地区がある一方で、多くの既成集落において 20%を超える値となるなど、地区による高齢化率の格差が大きい。

総人口のうち移動制約者は 6,032 人（表１参照）にのぼり、通院など外出する際の支援を必要としている。また、要介護認定等を受けていない移動制約者も一定数存在すると推定され、ニーズに対する具体的な移送手段の確保が課題となっている。

一方、本地域における公共交通機関は、地域の概ね中心を東西及び南北の十字に走るＪＲの３路線及び地域の西部を南北に走る１路線の私鉄（表２参照）並びに７路線の町運営委託バス、民間１社による 17 路線のバス（表３参照）及び民間９事業者のタクシー（表４参照）となっている。

しかしながら、11 の鉄道駅の位置は、必ずしも人口集中地区とは一致しておらず、また、ニュータウン地区と既成集落地区に市街地が分離して存在すること等からも、日常生活においては、公共交通機関よりも自家用車による移動が中心となっている。また、本地域内営業所のタクシー台数も合計 52 台であり、移動制約者数に比すると、そのニーズに必ずしも十分に対応できる状況にはないものと考えられる。

表１　地域内移動制約者の状況（平成 17 年３月 31 日現在）

移動制約事由区分			人数・詳細区分			４町計	山城町	木津町	加茂町	精華町
移動に制約のある高齢者		介護保険要支援要介護認定者数	2,224	要介護５		312	55	95	77	85
				要介護４		286	61	80	65	80
				要介護３		294	59	82	71	82
				要介護２		335	61	99	69	106
				要介護１		785	118	293	164	210
				要支援		212	14	83	31	84
障害者	身　体障害者	身体障害者手帳所持者数	2,907	総合等級	1・2級	1,151	161	369	236	385
					3・4級	1,272	185	380	305	402
					5・6級	484	79	163	102	140
			(　182)	視覚障害	1・2級	105	16	32	25	32
					3・4級	32	4	11	8	9
					5・6級	45	5	19	7	14
			(　338)	聴覚障害平衡機能障害	2級	82	8	33	11	30
					3・4級	110	12	33	30	35
					5・6級	146	22	63	24	37
			(　42)	音声･言語･そしゃく機能障害	3・4級	42	7	14	10	11
			(　1,583)	肢体不自由	1・2級	543	82	159	117	185
					3・4級	711	117	201	164	229
					5・6級	329	59	110	71	89
			(　774)	内部障害	1・2級	367	33	119	77	138
					3・4級	407	32	164	93	118
	知　的障害者	療育手帳所持者数	454	A判定		235	24	80	49	82
				B判定		219	21	74	44	80
	精　神障害者	精神保健福祉手帳所持者数	447	1級		33	4	11	3	15
				2級		63	13	21	9	20
				3級		39	1	13	8	17
		32条医療受給者数		(手帳非所持者に限る)		312	53	150	52	57
総計			6,032				909	1,993	1,285	1,845

※1　詳細区分については、各区分ごとに上欄から下欄に向かい、重度から軽度の順となっている。
※2　身体障害者の実人数は総合等級の人数となる。
　　（各障害部位に係る人数は内数。重複障害者がいるため合計は一致しない。）

表２　鉄道路線

会社名	路線数	備考
西日本旅客鉄道株式会社	３路線：（関西本線・片町線・奈良線）	７駅
近畿日本鉄道株式会社	１路線：（京都線）	４駅
計　２会社	４路線	１１駅

表３　バス路線

会社名	路線数	使用車両台数※	備考
奈良交通株式会社	１７路線	６４台	
株式会社ウィング	１路線	１台	山城町委託路線
奈良交通株式会社	３路線	１０台	木津町委託路線
エヌシーバス株式会社	１路線	１台	加茂町委託路線
エヌシーバス株式会社	２路線	２台	精華町委託路線
計	２４路線	７８台	

※　使用車両については他路線等と共用含む。

表４　タクシー事業者等

事業者名等	車両台数(内福祉車両)※	営業所所在地
城南合同自動車有限会社	１６（　０）	木津町、精華町
関西学研都市交通株式会社	１４（　０）	精華町
加茂タクシー株式会社	１０（　０）	加茂町、精華町
東洋タクシー株式会社	６（　０）	山城町
有限会社キョウワ	２（　２）	木津町
スマイル	１（　１）	山城町
ドルフィン	１（　１）	木津町
きづケアタクシー	１（　１）	木津町
合資会社クローバー	１（　１）	精華町
計　９事業者	５２（　６）	－

※　車両台数は地域内営業所の保有台数。

表５　福祉タクシー券利用状況（制度説明後段）

事業名	実施主体	助成金額（円）	
山城町福祉タクシー事業	山城町	平成１５年度	354,500
		平成１６年度	336,800
木津町福祉タクシー事業	木津町	平成１５年度	1,260,100
		平成１６年度	1,358,800
加茂町福祉タクシー事業	加茂町	平成１５年度	924,300
		平成１６年度	893,600
精華町福祉タクシー事業	精華町	平成１５年度	2,860,700
		平成１６年度	3,378,200
計	―	平成１５年度	5,399,600
		平成１６年度	5,967,400

５　構造改革特別区域計画の意義

障害者や要介護・要支援認定者等、公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に実施する福祉有償運送について、福祉車両のみならずセダン型等の一般車両の使用を可能とすることで、ボランティア輸送に係る運送車両台数を確保することができ、その基盤整備を図ることができる。

特に、座位の保持が可能で容易に乗降することが可能な移動制約者にとっては、車両台数の少ない福祉車両よりもセダン型車両を使用した移送サービスが有効であると考えられる。

６　構造改革特別区域計画の目標

本地域においては、平成 15 年３月に老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づき「山城町第２次高齢者保健福祉計画」「第３次木津町老人保健福祉計画」「第３次加茂町老人保健福祉計画」「精華町第３次高齢者保健福祉計画」といった計画を策定して、高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって、安心・安全に暮らせるまちづくりを目標とする各種高齢者福祉施策を総合的に展開してきた。

また、併せて障害者福祉についても、各町が障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づき策定した市町村障害者計画に沿って計画的な施策の推進を図ってきたところである。

誰もが地域で安心して幸せに暮らすことができるためには、住民の福祉意識の高揚を図り、高齢者・障害者への理解を深めるとともに、ノーマライゼーションの理念に基づいたまちづくりが必要である。

従来、各町が実施してきた、「福祉タクシー事業」及び「障害者支援費制度に基づく移

動介護」といった事業の実施に加えて、「山城町・木津町・加茂町・精華町福祉有償運送特区」の認定を受けることで、セダン型等の一般車両での福祉輸送が可能となり、特に福祉車両を必要としない移動制約者の社会参加を促進し、本地域が地域福祉の推進にあたり目指す社会の実現に寄与することが期待できる。

7　構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

高齢化の進展及び障害の重度重複化に伴い、今後これまで以上に移動制約者が増えることが予想されるが、本特区の実施により、公共交通機関では対応できない隙間を補完するボランティア輸送について、福祉車両を必要としない移動制約者に対しては、セダン型車両による移送が可能となり、社会福祉協議会やＮＰＯ法人等の事業の担い手が福祉車両を購入等するための負担が軽減され、輸送体制の基盤整備がなされると考える。

これにより移動制約者の外出が促進され、その社会参加を増進することが可能となる。また、従来以上の福祉・医療サービスの利用が可能となり、地域住民の福祉の向上、健康の増進に大きく寄与することが期待できる。

さらに、移動制約者の移動支援のため労働時間が制約されている家族にとっては、有償ボランティア輸送の実現により、その負担が軽減されるとともに就労の継続が可能となる。

以上の点から、本地域における本計画の実施による経済的社会的効果は大きいものと考える。

8　特定事業の名称

1206（1216）

ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9　構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

（1）福祉タクシー事業（担当窓口：山城町町民部保健福祉課地域福祉係、木津町民生部社会福祉課障害福祉係、加茂町住民福祉部保健福祉課障害福祉係、精華町民生部福祉課社会福祉係）

一定以上の障害のある者に、タクシー利用券を交付してその移動を支援している。

○対象者

次の等級区分の障害者手帳を有する者。ただし、前年分の世帯の所得税額が 397,000 円を超える場合は対象外とする。

・視覚障害１級、２級

・下肢又は移動障害１級、２級（上肢１・２級で下肢３級の者含む。）

・体幹機能障害１級、２級

・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸・小腸の機能障害１級

・知的障害Ａ判定
（・精神障害者保健福祉手帳１級、２級、３級　精華町のみ対象）

○助成の方法

タクシー利用券（１月あたり 1,000 円分、年間 12,000 円分）を対象者に交付。

○平成 16 年度利用券交付対象者数

747 名（山城町 38 名、木津町 198 名、加茂町 187 名、精華町 324 名）

（２）障害者支援費制度に基づく移動介護（担当窓口：山城町町民部保健福祉課地域福祉係、木津町民生部社会福祉課障害福祉係、加茂町住民福祉部保健福祉課障害福祉係、精華町民生部福祉課高齢・障害者係）

平成 15 年４月に施行された支援費制度に基づく「移動介護」として、全身性障害者、視覚障害者、知的障害者、障害児が外出時にガイドヘルパーから支援を受けるための費用を支給している。

○対象者

全身性障害者、視覚障害者、知的障害者、障害児で、移動介護にかかる支援費の支給決定を受けた者。

○助成の方法

支援に要した費用から対象者の自己負担額を控除した金額を事業所に支払。

○平成 16 年度移動介護支給決定者数

165 名（山城町 11 名、木津町 51 名、加茂町 26 名、精華町 77 名）

別紙　構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

１　特定事業の名称

1206（1216）

ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

２　当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内で活動する運営協議会において認められた社会福祉法人、ＮＰＯ法人、医療法人及び公益法人等の非営利法人

３　当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

４　特定事業の内容

（１）事業主体

山城町、木津町、加茂町及び精華町内で活動を行う社会福祉法人、ＮＰＯ法人、医療法人及び公益法人等の非営利法人

（２）事業が行われる区域

出発地又は到着地が山城町、木津町、加茂町及び精華町

（３）事業行為

事業主体が道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 80 条第 1 項の許可を得て、要介護・要支援認定を受けている者、身体障害者、その他単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ事業主体に登録をした会員及びその同伴者に対し、一般車両を用いて有償で輸送サービスを提供する。

５　当該規制の特例措置の内容

福祉有償運送の使用車両については、車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車に限定されているが、特例措置としてセダン型等の一般車両の使用を可能とすることで、地域福祉の増進を図ることができる。

（１）山城町・木津町・加茂町・精華町福祉有償運送運営協議会

有償ボランティアによる輸送事業（以下「輸送事業」という。）を円滑に実施するため、山城町・木津町・加茂町・精華町福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置し、輸送事業の必要性、課題、安全と利便の確保に係る方策等を協議する。

運営協議会は山城町・木津町・加茂町・精華町が輪番で主催し、事務局は主催町に置く（平成 17・18 年度は木津町民生部社会福祉課）。また、苦情処理の窓口を運営協議会の事務局に設ける。

（運営協議会構成員）

・京都運輸支局長又はその指名する職員
・学識経験を有する者又は住民の代表
・輸送事業の利用者の代表
・公共交通機関の代表
・山城町長・木津町長・加茂町長・精華町長又はその指名する職員
・山城南保健所長又はその指名する職員

（２）有償運送の条件

①運送主体

地域内で活動する社会福祉法人、医療法人、ＮＰＯ法人（保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行うことを主たる目的とするものに限る。）及び公益法人等の非営利法人で、運営協議会の協議を経て許可を取得した事業者とする。

②運送の対象者

運送の対象者は、下記の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた要件に合致する登録会員及びその付添い人とする。

・介護保険法（平成９年法律第 123 号）第７条第３項にいう「要介護者」及び同条第４項にいう「要支援者」
・身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第４条にいう「身体障害者」
・その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

③運送対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、生年月日及び移動制約者であることの事実その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

④使用車両

・使用する車両については、運送主体が使用権原を有していること。この場合において、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、運送主体と車両提供者の間に運送主体の責任を明確にした契約が締結されるとともに、利用者に対して運送主体の責任者及び連絡先を明りょうに表示すること。
・福祉車両は、車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車であること。
・セダン型等車両の利用は、運営協議会の協議によって認められたものであること。
・外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両であ

る旨を表示すること。

⑤運転者

普通第二種免許を有することを基本とする。これによりがたい場合は運営協議会において次に掲げる点について協議を行い、適当と認められた者とする。

・申請日前一定期間、運転免許停止処分を受けていない者であること。
・京都府公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習会等の講習を受講した者であること。
・自動車事故対策センターが実施する適性診断を受診した者で、運転に関し特に支障が認められない者であること。
・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること。
・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者であること。
・その他移動制約者の輸送の安全確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること。

また、運送主体においては、運転者の氏名、住所、生年月日、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法（昭和35年法律第105号）違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及びその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理するものとする。

⑥損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること又はその計画があること。

⑦運送の対価

運送の対価については、本地域における一般乗用旅客自動車運送事業及び公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲として設定するものとし、一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額のおおむね２分の１以下を目安に設定するものとする。

⑧運営管理体制

運送主体において、運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全確保及び旅客の利便確保に関する体制が明確に整備されていること。

⑨法令遵守

許可を受けようとする者が、道路運送法第７条の欠陥事由に該当する者でないこと。